

れいわ ねんど
令和8年度

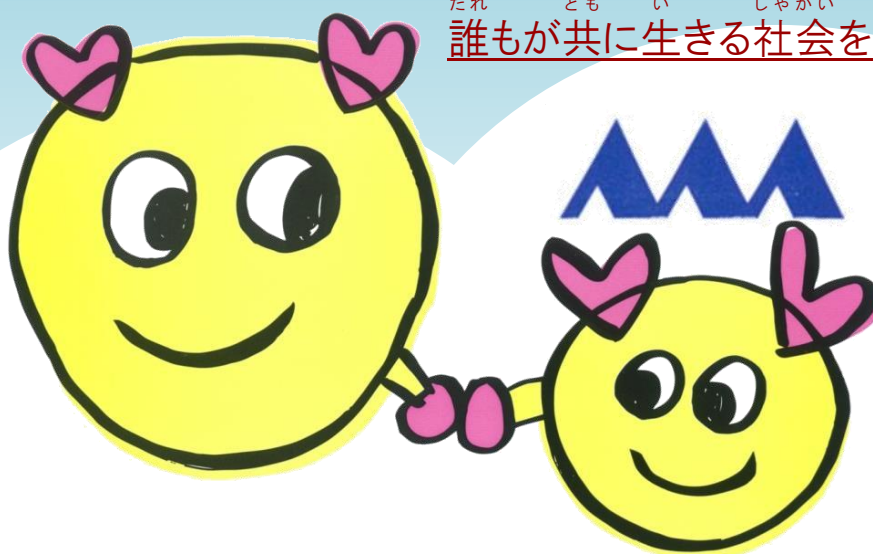
こころ

心のバリアフリー

す い し ん い ん よ う せ い け ん し ゅ う か い

推進員養成研修会

しょう りゆう さべつ かいしょう しょう
障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）を解消（かいしょう）し、障がいのあるなしにかかわらず、
だれ とも い しゃかい め ざ
誰もが共に生きる社会（しゃかい）を目指（めざ）します



けん じぎょうしょ しょう りゆう さべつ かいしょう ちゅうしんてき やくわり にな
県（けん）では、事業所（じぎょうしょ）において障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）の解消（かいしょう）に中心的な役割（ちゅうしんてき）を担（たくわ）っていたく
こころ すいしんいん ようせい けんしゅうかい ぜんたいけんしゅう かいさい
「心のバリアフリー推進員（すいしんいん）養成（ようせい）のため、研修会（けんしゅうかい）（全体研修（ぜんたいけんしゅう））を開催（かいさい）します。

じっしにちじ 実施日時

れいわ ねん げつ
令和8年11月30日（月）13:30～16:00

※オンライン形式で開催

※オンラインは Web会議ソフト「Microsoft Teams」
を使用（し）した開催（かいさい）となります。

けんしゅうないよう 研修内容

しょう りゆう さべつ ぐたいれい
・障がい（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）の具体例（ぐたいれい）

しょう とくせい ばめん おう ひつよう はいりよ
・障がい（しょうがい）特性（とくせい）や場面（ばめん）に応（お）じた必要（ひつよう）な配慮（はいりよ）
など

じぜん がつ にちげつようび もう こ
◇事前（じぜん）（11月（がつ）16日（にち）月曜日（げつようび）まで）にお申し込み（もうこ）ください。 ◇修了（しゅうりょう）後（ご）、認定証（にんていしょう）を交付（こうふ）します
といあわ
◇お問合せ（といあわ）は023-630-3303

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ かいせい じ ぎょうしゃ ごうりてき
「障害（しょうがい）を理由（りゆう）とする差別（さべつ）の解消（かいしょう）の推進（すいしん）に関する法律（ほうりつ）」の改正（かいせい）により、事業者（じぎょうしゃ）による合理的（ごうりてき）
はいりよ ていきよう ぎむ か しこうび
配慮（はいりよ）の提供（ていきよう）が義務（ぎむ）化（か）されました。（施行日（しこうび）：R6.4.1）

ほんけんしゅう ごうりてきはいいよ せつめい
本研修（ほんけんしゅう）では合理的（ごうりてき）な配慮（はいりよ）についてもわかりやすくご説明（せつめい）します！

やまがたけん けんこうふ く し ぶ
山形県（やまがたけん） 健康福祉部（けんこうふ く し ぶ）

もうしこみ しょうさい けん
申込（もうしこみ）・詳細（しょうさい）は県HP（けん）から

しょう ふくしか しょう しゃかつやく ちんざんこうじょうすいしんしつ
障がい福祉課（しょう ふくしか） 障がい者活躍（しゃかつやく）・賃金向上（ちんざんこうじょう）推進室（すいしんしつ）

